令和８年度清満小学校いじめ防止基本方針

宇和島市立清満小学校

宇和島市立清満小学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下のとおり定める。

１　いじめ防止等の取組に関する基本的な考え方

(1)　いじめの定義（いじめ防止対策推進法　第２条）

「いじめ」とは 、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)　基本方針

ア　いじめは、どの学校、どの学級、どの児童でも起こりうるものであるという基本認識に立ち、いじめを絶対に許さない学校づくりを行う。

イ　児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ウ　いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、全教職員が一致協力し、組織として取り組む。

エ　保護者との信頼関係づくり、地域や関係諸機関との連携協力に努める。

２　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1)　いじめ防止対策委員会

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

【 学　校 】※初期対応	【家庭・地域外部団体等】※必要に応じて
校長、教頭	学校運営協議会
教務主任、生徒指導主事	スクールソーシャルワーカー
当該児童の学級担任、養護教諭	校区スクールカウンセラー
	教育委員会指導主事
※継続的な対応	こども支援教室「わかたけ」職員
人権・同和教育推進主任	南予子ども・女性支援センター職員
特別支援教育コーディネーター	校区スクールガードリーダー等

(2)　生徒指導委員会

毎月１回程度、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導内容についての情報交換を行い、共通対応について話し合う。

(3)　学校運営協議会

年７回（４月、６月、７月、９月、12 月、１月、２月）、本校児童の健全育成の状況について、学校、保護者、地域の代表者で話し合う。委員は下記のとおりとする。

○　学　校・・・校長、教頭、教務主任、（必要に応じて担当者）、地域学校協働活動推進員

○　保護者・・・ＰＴＡ会長・副会長（２名）

○　地　域・・・老人クラブ会長、主任児童委員、清満公民館長、公民館主事、区長、消防団分団長

３　いじめの未然防止のための取組

(1)　学級経営の充実

ア　児童一人一人が自己有用感を高め、自尊感情を育むことのできる、ぬくもりのある学級経営に努める。

イ　日記や遊び、会話等を通して日頃から児童理解に努める。

(2)　人権・同和教育、道徳教育の充実

あらゆる教育活動を通して人権感覚を磨き、自他の生命を尊重し、よりよく生きるための実践力を育てる。

(3)　体験活動の充実

ア　緑の少年隊の活動を通して、地域の人々や自然とのかかわりを深める。

イ　地域ボランティアや高齢者、障がいのある人々との人間的な触れ合いを深め、温かい人間関係を築く。

ウ　地域奉仕清掃や栽培活動を通して、ボランティアの心を育てる。

(4)　特別活動の充実

ア　児童会活動で挨拶運動や全校遊び等に取り組み、全校児童の心の絆を深める。

イ　学級活動等の時間を利用して、インターネットや携帯電話の危険性や情報モラルについて指導する。

(5)　分かる・考える・伸びる授業づくり

ア　児童が意欲的に学習に取り組むよう、授業改善や指導方法の工夫改善に努める。

イ　家庭学習の習慣化と内容の充実に努め、学習習慣の確立を図る。

(6)　特別支援教育の充実

ア　特別支援学級児童への共通理解を図り、学校全体で支援する体制を整備する。

イ　児童一人一人に対する理解を深め、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対して適切な支援を行う。

(7)　校内研修の充実

年間研修計画にいじめ・不登校問題への対応を位置付け、全教職員が共通理解を図りながら、組織的対応と予防・解消に努める。

(8)　ネットいじめの対策

ア　特別の教科道徳、ＳＮＳ学習ノート等を利用した情報モラル教育を推進する。

イ　スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底をする。（学習用タブレット端末の適切な活用を含む。）

(9)　保護者・児童への啓発

いじめ相談等、いじめ相談窓口（いじめ相談ダイヤル 0120－0－78310、教育相談システム キモチまじわうトコロ相談ポスト）を周知徹底する。状況により、学級担任、教頭、生徒指導主事が窓口となる。

(10)　学校間の連携協力体制の整備

ア　津島中学校区において、常に情報を共有し、連携協力の下、指導や対応に当たる。

イ　日頃から、校長、教頭、生徒指導主事同士が緊密に情報を交換し合い、連携協力体制を作る。

4　いじめの早期発見のための取組

(1)　いじめの態様

ア　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ　仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ　ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする。

オ　金品をたかられる。

カ　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク　インターネット等を通じて、誹謗・中傷や嫌なことをされる。

(2)　指導体制の確立

ア　いじめ事案を確認した場合は、速やかに管理職に報告する。

イ　校長は、学級担任及び生徒指導主事で解決できる事案かどうかを判断し、解決できないと判断した場合は、即時にいじめ防止対策委員会を開催する。

ウ　いじめ防止対策委員会では、関係児童からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

エ　いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力し組織的に行う。

オ　管理職は、市教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図り、状況に応じ報告書を提出する。

カ　警察と連携が必要な事案については、相談や通報を行う。なお、被害者や保護者の意向をよく聞き、適切に対応する。

キ　指導後、継続観察や再発防止に向けての取組を積極的に行う。

(3)　早期発見のための具体策

ア　児童の声に耳を傾ける。

　日記や連絡帳、学校生活アンケート（毎月実施）、個別面談（毎月実施）、児童自ら教職員を指名して相談できる機会の設置（希望者）等

イ　児童の行動を注視する。

　行動の観察、チェックリストの活用、校内巡視等

(4)　保護者と連携・情報の共有

手紙・学級通信・電話等による連絡、家庭訪問、懇談会等

(5)　地域及び関係機関との連携

ア　学校運営協議会、公民館、駐在所、児童館、放課後子ども教室

イ　市教育委員会、、土曜塾、スポーツ少年団等

(6)　インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

ア　ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

イ　名誉毀損やプライバシー侵害があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める。必要に応じ、地方法務局の協力を求める。

ウ　児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

５　いじめの早期対応・早期解消のための取組

(1)　いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細に事実確認を行う。
(2)　いじめ問題を一部の教職員が抱え込むことのないように、学校として共通理解を図りながら組織的に対応する。
(3)　校長は、事実確認を確実に行い、児童や保護者に対し説明責任を果たす。
(4)　いじめを行った児童には、善悪についてしっかりと考えさせ、理解させた上で反省・謝罪をさせる。
(5)　法を犯すような事案に関しては、早期に警察等に相談し協力を求める。
(6)　いじめが解消した後も、継続観察を行い、保護者とも連絡を取り合う。
(7)　状況に応じ、行政等の関係機関と連携を取り合い、情報を共有しながら、解消に向け努力する。

６　いじめ問題への取組に対する評価

(1)　学校評価の中にいじめ問題への対応を位置付け、自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。

７　重大事態への対処

(1)　重大事態の意味
　ア　いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（例　児童生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）
　イ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間 30 日が目安）
(2)　調査を行うための組織
　ア　学校が設置するいじめ防止対策委員会を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
(3)　事実関係を明確にするための調査の実施
　ア　いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
　　いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
　イ　いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合
　　当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
(4)　調査結果の提供及び報告
　ア　いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する責任を有する。
　イ　希望に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

（付則）

この方針は平成２６年２月１日公布とする。
この方針は平成２６年４月１日から施行する。
この方針は令和２年４月１日に一部改正し、施行する。
この方針は令和４年４月１日に一部改正し、施行する。
この方針は令和５年４月１日に一部改正し、施行する。
この方針は令和６年４月１日に一部改正し、施行する。
この方針は令和８年４月１日に一部改正し、施行する。